

目 次

I 制度の概要

1 貸付対象者	1
---------	---

2 貸付けの条件等	1
-----------	---

(1) 貸付金額について

(2) 貸付期間について

(3) 貸付条件について

(4) 修学資金の併用について

3 募集人員	1
--------	---

II 修学資金の返還の免除

1 臨床研修の実施	2
-----------	---

(1) 初期臨床研修

(2) 後期臨床研修

2 その他	2
-------	---

III 申し込み手続き

1 提出書類	2
--------	---

2 連帯保証人	2
---------	---

3 申込期限	3
--------	---

4 提出方法	3
--------	---

5 申込先	3
-------	---

6 その他	3
-------	---

IV 貸付けの決定と手続き等

1 貸付者の決定	3
----------	---

(1) 面接等について

(2) 貸付けの適否について

2	貸付けの手続き	3
3	貸付金の交付	3
4	貸付決定の取消し	4

V 貸付けの休止と貸付期間の延長

1	貸付けの休止	4
2	貸付期間の延長	4

VI 貸付金の返還等

1	貸付金の返還	4
2	違約金	4
3	遅延利息	5
4	返還の猶予	5
5	返還の債務の減免	5

VII 各種届出等

1	各種届出	6
2	申請書類関係	6

【参考】

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例施行規則

I 制度の概要

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付制度は、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、遠軽町民への安定的な医療提供体制を確立するため、旭川医科大学の医学生を対象に、修学に必要な資金を貸付します。

本制度は、貸付を受けた医学生に、遠軽町の地域医療の現状を知ってもらうために、遠紋第二次医療圏の地域センター病院である J A 北海道厚生連遠軽厚生病院（以下、遠軽厚生病院という。）で、臨床研修を一定の期間、受けることを条件に、貸付けした修学資金貸付金の返還を免除します。

1 貸付対象者

この修学資金は、旭川医科大学医学部医学科の在学生及び卒業生（卒業した年度の医師国家試験に不合格になった者で、翌年度の医師国家試験までの期間に限ります。）が対象となります。

2 貸付けの条件等

(1) 貸付金額について

修学資金の貸付金額は、月額5万円です。

(2) 貸付期間について

修学資金の貸付期間は、貸付決定の月から大学を卒業する月までの期間、最大で6年間の借入が可能です。

なお、次の場合は申請により貸付期間を1年間延長し、その間も貸付金を交付します。

- ① 留年したとき
- ② 卒業年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき

(3) 貸付条件について

遠軽町が指定する医療機関で、初期臨床研修を2年、後期臨床研修を2年以上、受けなければなりません。

(4) 修学資金の併用について

次の修学資金を除き、他の自治体や医療機関等が貸付ける修学金と併用することはできません。

- ① 北海道が貸付ける修学資金
- ② 旭川医科大学が貸付ける修学資金
- ③ 遠軽町が貸付ける奨学資金
- ④ 遠軽町内の医療機関が貸付ける修学資金
- ⑤ 初期臨床研修又は勤務の指定を条件としない修学資金

3 募集人員

募集人員は、各学年（第1学年～第6学年）2名程度を予定しています。

Ⅱ 修学資金の返還の免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を全額免除します。

1 臨床研修の実施

大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験合格後（不合格を1回のみ認めます。）、次の初期臨床研修及び後期臨床研修を受けたとき

(1) 初期臨床研修（①または②のいずれか）

- ① 遠軽厚生病院の研修プログラムに沿って2年間、研修を受けたとき（研修科目によっては、旭川医科大学病院での研修となる場合があります。）
- ② 旭川医科大学病院の研修プログラムに沿った2年間の研修のうち、1年間を遠軽厚生病院及び遠軽町内の地域医療実習の協力医療機関で研修を受けたとき

(2) 後期臨床研修

遠軽厚生病院又は旭川医科大学病院の研修プログラムに沿って、初期臨床研修終了後5年以内に2年以上研修を受けたとき

2 その他

臨床研修上の事由により死亡し、又は臨床研修に起因する心身の故障のため、臨床研修の継続が困難であると認められるとき

Ⅲ 申し込み手続き

申し込みには連帯保証人が必要です。遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付申請書に必要な書類を添付して、次によりお申し込みください。申請書等関係書類は遠軽町ホームページからダウンロードできます。

なお、提出された書類は返却いたしません。

1 提出書類

- ① 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- ④ 在学証明書
- ⑤ レポート（地域医療に対する考え、貸付けを希望する動機等を800字程度）

2 連帯保証人

申請にあたっては、連帯保証人が2名必要となります。

連帯保証人は独立の生計を営む成年で、修学資金の貸付が決定した場合には、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負うことになります。また、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は、その者の法定代理人（父または母等）としてください。

3 申込期限

平成31年4月25日（木）必着

※ なお、募集人員が定員に達しなかった場合は、定員に達するまで随時、募集を受け付けます。詳細については、下記の申込先までお問い合わせください。

4 提出方法

直接持参（午前8時45分から午後5時30分）または郵送により提出してください。

また、郵送の場合は、封筒の表に「医師養成確保修学資金貸付申請書在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。

5 申込先

遠軽町民生部保健福祉課保健予防担当

（住 所） 〒099-0403

紋別郡遠軽町一条通北1丁目1番地1

遠軽町保健福祉総合センター「げんき21」内

（電 話） 0158-42-4813

（FAX） 0158-49-3120

IV 貸付けの決定と手続き

1 貸付者の決定

（1）面接等について

申請内容を審査し、面接を実施します。具体的な面接の日時・場所は、別途お知らせします。

（2）貸付けの適否について

書類審査、面接の結果により、貸付けの適否を決定し、その旨を本人に書面で通知します。

2 貸付けの手続き

貸付けの決定の通知を受けた方は、速やかに「遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金借用証書（様式第3号）」を提出してください。

なお、連帯保証人については、印鑑証明書を添付してください。

また、印紙など借用証書の作成に要する費用は、申請者の負担となります。

3 貸付金の交付

貸付金は、毎月21日までに指定の銀行口座に振り込みます。なお、初回の貸付金の交付の時期については別途通知します。

4 貸付け決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消します。

なお、貸付けの決定が取消された場合には、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付けを受けることを途中で辞退したとき
- ② 大学を退学したとき
- ③ 疾病その他の理由により修学が困難になったとき
- ④ その他修学資金の貸付け目的を達成する見込みがなくなったとき

V 貸付けの休止と貸付期間の延長

1 貸付けの休止

貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを停止します。

また、この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなします。

なお、休学が疾病その他やむを得ない理由であるときは、決定した貸付けの期間を延長する場合があります。

2 貸付期間の延長

次の場合は、申請により貸付期間を延長し、その間も修学資金を交付します。

- ① 留年をしたとき（1年間限り）
- ② 卒業年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき（翌年度の医師国家試験の合格発表までの期間）

※ 貸付期間を延長しようとするときは、「遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書（様式第5号）」に申請の理由を証明する書類を添付して提出してください。

VI 貸付金の返還等

1 貸付金の返還

次に該当する場合は、返還事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸付金に違約金を加算し一括返還していただきます。

- ① 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき
- ② 大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格しなかったとき

③ 前記Ⅱの1で規定する初期臨床研修及び後期臨床研修を受けなかったとき

2 違約金

貸付金の返還が生じた場合は、貸付けた日から貸付期間が満了した日（または、貸付けの決定を取り消した日）までの期間に応じ、貸付けた額につき年10%の割合で計算した違約金を加算し返還していただきます。

3 遅延利息

修学資金を返還期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年15%の割合で計算した遅延利息を徴収します。

4 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、各々の定める期間、貸付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予する場合があります。

- ① 貸付けの決定を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき（在学する期間）
- ② 心身の故障、災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難になったと認められるとき（その理由が継続する期間）

※ 貸付金返還の猶予を受けようとするときは、「遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金返還猶予申請書（様式第7号）」に申請の理由を証明する書類を添付して提出してください。

5 返還の債務の減免

次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。また、違約金、遅延利息についても、同様にその全部又は一部を免除する場合があります。

- ① 本人が死亡したとき
- ② 本人が重度の心身障害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき

※ 貸付金返還の債務の減免を受けようとするときは、「遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金返還金等減免申請書（様式第6号）」に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出してください。

Ⅷ 各種届出等

1 各種届出

次のいずれかに該当することになった場合には、速やかに関係する書類を提出してください。

届出が必要な事由	届出書類【様式】
何らかの理由で連帯保証人が欠けたとき	連帯保証人変更届出書 【様式第4号】
氏名・住所を変更したとき	氏名等変更届出書 【様式第8号】
卒業・退学したとき	卒業（退学）届出書 【様式第9号】
休学したとき・停学の処分を受けたとき	休学（停学）届出書 【様式第10号】
復学したとき	復学届出書 【様式第11号】
医師国家試験に合格したとき	医師免許取得届出書 【様式第12号】
初期臨床研修を開始・終了したとき	初期臨床研修開始（終了）届出書 【様式第13号】
後期臨床研修を開始・終了並びに貸付金返還の債務の免除を受ける期間に達したとき	後期臨床研修開始（終了・期間満了）届出書 【様式第14号】
臨床研修を中止・休止・復帰したとき	臨床研修中止（休止・復帰）届出書 【様式第15号】
連帯保証人が住所・氏名・職業を変更したとき	連帯保証人住所等変更届出書 【様式第16号】
本人が死亡したとき	借受者死亡届出書 【様式第17号】

2 申請書類関係

様式第1号（第3条関係）

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付申請書

年 月 日

遠軽町長 様

申請者氏名 ㊟

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金の貸付けを受けたいので、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

修学資金の貸付金額	月額	円
修学資金の貸付期間	年 月分	から 年 月分まで（ 月分）
申請者	氏名	
	生年月日	年 月 日（満 歳）
	本籍	
	住所（居住地）	
	電話番号	（ ） —
	帰省先住所	
	電話番号	（ ） —
連帯保証人	氏名	
	生年月日	年 月 日
	申請者との関係	
	本籍	
	住所	
	電話番号	（ ） —
	職業	
参考事項		

上記申請者に係る遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金について、一切の債務を連帯して保証します。

遠軽町長 様

年 月 日

連帯保証人 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

※ 申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は申請者の法定代理人とすること。

誓約書

年 月 日

遠軽町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

法定代理人 住所
氏名 ⑩

私は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金の貸付けを受けるときは、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例及び遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、遠軽町長が指定する医療機関において、所定の期間、初期臨床研修及び後期臨床研修を受けることを誓約します。

※ 申請者が未成年である場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

収入印紙

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金借用証書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金として、次のとおり借用します。

なお、返還については、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の定めるところに従い、誠実に相違なく返還します。

1 借受額

月額 円

2 借受期間

年 月分から 年 月分まで（ 月分）

※ 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

<p>連帯保証人変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>遠軽町長 様</p> <p style="text-align: right;">借受者 住所 氏名 ⑩</p> <p>連帯保証人の変更があったので、次のとおり届け出ます。</p>		
新 連 帯 保 証 人	氏名	
	生年月日	年 月 日
	借受者との関係	
	本籍	
	住所	
	電話番号	() -
	職業	
旧 連 帯 保 証 人	氏名	
	生年月日	年 月 日
	借受者との関係	
	本籍	
	住所	
	電話番号	() -
	職業	
変更の理由		
<p>上記借受者に係る遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金について、一切の債務を連帯して保証します。</p> <p>遠軽町長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 連帯保証人 氏名 ⑩</p>		

※ 新連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書

年 月 日

遠軽町長 様

申請者 住所
(借受人) 氏名 ⑩

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金の貸付期間の延長を受けたいので、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例第3条第2項又は第6条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

延長の期間

年 月分から 年 月分まで (月分)

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金返還金等減免申請書

年 月 日

遠軽町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例第9条第3項又は第11条の規定による返還金（違約金、遅延利息）の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 借受者
- 2 貸付金額
円
- 3 返還金（違約金、遅延利息）額
円
- 4 減免申請額
円
- 5 申請の理由

※1 本人の申請が不可能な場合の申請者は、連帯保証人とする。

※2 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金返還猶予申請書

年 月 日

遠軽町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例第10条の規定により、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 未返還額

円

2 猶予期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 申請の理由

※ 申請の理由を証明する書類を添付すること。

様式第8号（第13条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名

印

住所（氏名）を変更したので、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後

※ 氏名の変更の場合は、戸籍抄本又はこれに代わる書面を添付すること。

卒業（退学）届出書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名

印

旭川医科大学を卒業（退学）したので、次のとおり届け出ます。

卒業（退学）年月日 年 月 日

休学（停学）届出書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名

印

旭川医科大学 { を休学した
から停学の処分を受けた } ので、次のとおり届け出ます。

- 1 休学（停学）期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 休学（停学）理由

※ 休学が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

復学届出書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名

印

旭川医科大学に復学したので、次のとおり届け出ます。

復学年月日 年 月 日

医師免許取得届出書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名

印

医師免許を取得したので、次のとおり届け出ます。

1 医籍登録番号

号

2 登録年月日

年 月 日

初期臨床研修開始（終了）届出書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名

印

初期臨床研修を開始（終了）したので、次のとおり届け出ます。

- 1 臨床研修病院の名称
- 2 臨床研修開始（終了）年月日
年 月 日
- 3 遠軽町内での研修予定（実績）※初期臨床研修を旭川医科大学病院で受ける場合
 - (1) 医療機関名
 - (2) 研修期間
年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
名称
病院長

印

後期臨床研修開始（終了・期間満了）届出書

年 月 日

遠軽町長 様

借受者 住所
氏名 ⑩

初期臨床研修を開始（終了）したので、次のとおり届け出ます。

- 1 臨床研修病院の名称
- 2 臨床研修開始（終了・期間満了）年月日
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
名 称
病院長 ⑩

臨床研修中止（休止・復帰）届出書

年 月 日

遠軽町長 様

連帯保証人 住所
氏名

印

臨床研修を中止（休止、復帰）したので、次のとおり届け出ます。

- 1 中止（休止、復帰）年月日
年 月 日
- 2 中止（休止）理由

連帯保証人住所等変更届出書

年 月 日

遠軽町長 様

連帯保証人 住所
氏名 ⑩
(借受者の氏名)

住所（氏名、職業）を変更したので、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後

借受者死亡届出書

年 月 日

遠軽町長 様

届出義務者 住所
氏名 印

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金の借受者が死亡したので、次のとおり届け出ます。

- 1 死亡した借受者の氏名
- 2 死亡年月日
年 月 日
- 3 死亡原因

※ 借受者の死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添付すること。

【参考】

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例施行規則

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例

(設置)

第1条 地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項に定める処分のほか、預入金融機関が破たんしたときは、基金を当該金融機関の地方債の繰上償還に要する費用として処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、旭川医科大学医学部医学科の在学生及び卒業生を対象に修学に必要な資金の貸付けを行うことにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 貸付けの対象者は、旭川医科大学医学部医学科の在学生及び卒業生（卒業した年度の医師国家試験に不合格になった者で、翌年度の医師国家試験までの期間に限る。）とする。

(貸付条件)

第3条 修学資金の貸付金額は、月額5万円とする。

- 2 修学資金の貸付期間は、6年以内とする。ただし、町長は、特に必要と認める場合は、1年を超えない範囲内において貸付期間を延長することができる。
- 3 修学資金の貸付けは、無利子とする。
- 4 貸付けを受ける者は、医師国家試験に合格した後、町長が指定する医療機関で医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を2年、後期臨床研修を2年以上受けなければならない。
- 5 貸付けを受ける者は、次に掲げる修学資金を除き、他の自治体、医療機関等が貸付ける修学資金と併せて受けることはできない。

(1) 北海道が貸付ける修学資金

(2) 旭川医科大学が貸付ける修学資金

(3) 遠軽町奨学資金貸付基金条例（平成17年遠軽町条例第51号）の規定による奨学資金

(4) 遠軽町内の医療機関が貸付ける修学資金

(5) 初期臨床研修又は勤務の指定を条件としない修学資金

(貸付申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立て、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、貸付けの適否及び貸付期間を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 前条第1項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を立て、町長に届け出なければならない。

(貸付決定の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消さなければならない。

(1) 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が、貸付けを辞退したとき。

(2) 旭川医科大学を退学したとき。

(3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。

(4) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日のする月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、当該修学資金は、借受者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなす。

3 町長は、前項の規定により修学資金の貸付けを停止した場合(借受者が疾病その他やむを得ない理由により休学した場合に限る。)において必要があると認めるときは、第3条第2項に定める貸付期間にかかわらず、第4条第2項の規定により決定した期間を延長することができる。

(返還の債務の免除)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けた修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 借受者が、旭川医科大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の月末までに医師国家試験に合格し、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から初期臨床研修については、2年間のうち1年以上を遠軽町内の医療機関、他の期間は旭川医科大学病院において研修を受け、後期臨床研修については、遠軽町内の医療機関又は旭川医科大学病院のプログラムに沿って、初期臨床研修終了後5年以内に2年以上研修を受けたとき。

(2) 借受者が、前号に規定する期間中に当該臨床研修上の事由により死亡し、又は当該臨床研修に起因する心身の故障のため当該臨床研修の継続が困難であると認められるとき。

(返還)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日まで(第10条の規定により返還の債務の履行が猶予され

たときは、当該猶予期間満了後1月以内)に貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 借受者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 旭川医科大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格しなかったとき。

イ 第7条第1号に規定する初期臨床研修及び後期臨床研修を受けなかったとき。

(違約金等)

第9条 町長は、借受者が前条の規定に該当する場合は、当該貸付けをした日から貸付期間が満了した日(前条第1号の規定に該当するときは、当該貸付けの決定を取り消した日)までの期間に応じ、貸付けた額につき年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

2 町長は、借受者が修学資金を正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

3 町長は、特別の事情があると認めるときは、第1項の違約金又は前項の遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、貸付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第6条第1項各号(第2号を除く。)の規定により貸付けの決定を取り消された後も引き続き旭川医科大学に在学しているとき在学する期間

(2) 心身の故障、災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難になったと認められるときその理由が継続する期間

(返還の債務の減免)

第11条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の務の全部又は一部を減免することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 重度の心身障害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例（平成 年遠軽町条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定医療機関)

第2条 条例第3条第4項に規定する町長が指定する医療機関は、旭川医科大学病院及び北海道厚生農業協同組合連合会遠軽厚生病院並びに初期臨床研修における地域医療実習を行う遠軽町内の協力医療機関とする。

(貸付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (3) 在学証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(借用証書の提出)

第4条 条例第4条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金借用証書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する借用証書の作成に要する費用は、当該通知を受けた者の負担とする。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、毎月交付する。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、数月分を併せて交付することができる。

(連帯保証人の変更の届出)

第6条 条例第5条第3項の規定による連帯保証人の変更がある場合は、連帯保証人変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長)

第7条 条例第3条第2項ただし書又は第6条第3項の規定による貸付期間の延長を受けようとする者は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書（様式第5号）にその事由を証明する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 条例第3条第2項ただし書の規定による町長が特に必要と認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が留年をしたとき。
- (2) 借受者が旭川医科大学を卒業した年度の医師国家試験に不合格となったとき。

3 町長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、貸付期間の延長の可否を決定し、借受者にその旨を通知するものとする。

(返還の債務の免除の通知)

第8条 町長は、条例第7条の規定により返還の債務の免除を行ったときは、借受者(当該借受者が死亡した場合にあっては、その遺族又は連帯保証人)にその旨を通知するものとする。

(違約金等の徴収の方法)

第9条 条例第9条第1項の規定による違約金及び同条第2項の規定による遅延利息は、修学資金の返還を受ける際に徴収するものとする。

(違約金等の減免)

第10条 条例第9条第3項の規定による違約金又は遅延利息の全部又は一部の免除を受けようとする者は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金返還金等減免申請書(様式第6号)にその事由を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定する申請書を受理したときは、違約金又は遅延利息の全部又は一部の免除の可否を決定し、借受者にその旨を通知するものとする。

(返還の猶予)

第11条 条例第10条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金返還猶予申請書(様式第7号)にその事由を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、貸付けた修学資金の返還の債務の履行の猶予の可否を決定し、借受者にその旨を通知するものとする。

(返還の債務の減免)

第12条 条例第11条の規定により修学資金の返還の債務の全部又は一部の減免を受けようとする者は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金返還金等減免申請書(様式第6号)にその事由を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部の減免の可否を決定し、借受者にその旨を通知するものとする。

(届出義務)

第13条 借受者は、貸付けを受けた修学資金の返還の債務を免除されるまでの間又は返還を終了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき氏名等変更届出書(様式第8号)

(2) 旭川医科大学を卒業又は退学したとき卒業(退学)届出書(様式第9号)

(3) 休学又は停学の処分を受けたとき休学(停学)届出書(様式第10号)

(4) 復学したとき復学届出書(様式第11号)

- (5) 医師国家試験に合格したとき医師免許取得届出書（様式第12号）
- (6) 条例第7条第1号に規定する初期臨床研修を開始又は終了したとき初期臨床研修開始（終了）届出書（様式第13号）
- (7) 条例第7条第1号に規定する後期臨床研修を開始又は終了若しくは2年以上受けたとき後期臨床研修開始（終了・期間満了）届出書（様式第14号）
- (8) 臨床研修を中止若しくは休止したとき又は臨床研修に復帰したとき臨床研修中止（休止・復帰）届出書（様式第15号）

（連帯保証人の届出義務）

第14条 借受者は連帯保証人が住所、氏名又は職業の変更をしたときは、速やかに、その旨を連帯保証人住所等変更届出書（様式第16号）により町長に届け出なければならない。

（死亡届の提出）

第15条 借受者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、速やかに、その旨を借受者死亡届出書（様式第17号）に当該借受者の死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて町長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。